入院基本料に関する事項にかかる掲示事項について

●一般病棟（３階東・４階東・４階西・５階東）２０４床

：急性期病院Ａ一般入院料の届出を行っており、入院患者さん７人に対し１人以上の看護師を配置しています。時間帯ごとの配置については各病棟に掲示しています。また、急性期看護補助体制加算の届出を行っており、入院患者さん50人に対し１人以上、夜勤帯は100人に対し１人以上の看護補助者を配置しています。時間帯ごとの配置については病棟に掲示しています。

●回復期リハビリテーション病棟（３階西）３５床

：回復期リハビリテーション病棟入院料３の届出を行っており、入院患者さん１５人に対して１人以上の看護師を配置しています。また、入院患者さん３０人に対して１人以上の看護補助者を配置しています。時間帯ごとの配置については病棟に掲示しています。

●地域包括ケア病棟（５階西）５０床

：地域包括ケア病棟入院料２の届出を行っており、入院患者さん13人に対して１人以上の看護職員を配置しています。また、看護職員配置加算の届出を行っており、規定の数に加え入院患者さん50人に対して１人以上の看護職員を常時配置しています。時間帯ごとの配置については病棟に掲示しています。

●小児入院医療管理料４（３階東病棟４２床）

：小児入院医療管理料４の届出を行っており、入院患者さん10人に対し１人以上の看護師を配置しています。時間帯ごとの配置については病棟に掲示しています。

国民健康保険　富士吉田市立病院